

J R 東海労働組合関西地「申」第29号
2 0 1 9 年 3 月 7 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松 寄 道 洋 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑 野 浩 孝

「大阪台車検査車両所における勤務指定」に関する緊急申し入れ

3月1日、大阪台車検査車両所に於ける4月分の業務予定表によると、日曜日の公休4日を除き、特休が3日しか指定されておらず、週6日間の連続出勤が1ヶ月内に3回指定されていることが明らかになった。

基本協約第46条「特休は1ヶ月間に5日ないし6日の割合で付与する。」ことに對し、1ヶ月間に特休が3日しか付与されてなく、明らかに基本協約違反である。

よって、以下の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 基本協約第46条「特休は1ヶ月間に5日ないし6日の割合で付与する。」ことに對し、1ヶ月間に特休が3日しか付与されてなく、明らかに基本協約違反である。会社の見解を明らかにすること。
2. 「1ヶ月、3回にも及ぶ週6日出勤」勤務指定を予定した目的と理由を明らかにすること。
3. 4月分の業務予定表による「1ヶ月、3回にも及ぶ週6日出勤」勤務指定は、直ちに止めること。
4. 今後もこのような社員に負担を与える業務を予定しているのか明らかにすること。
5. 台車検査車両所は重量物を扱う作業もあり、1ヶ月に3回にも及ぶ週6日出勤は、労災が発生するリスクや台車の品質にも影響を与えかねず、安全上問題があると考え。勤務指定は、社員の安全と健康を守り、家族の幸せを最優先に指定すること。

以上